

市第56号議案

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
の協議

次のように神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議するものとする。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年神奈川県指令市町第 4 号神奈川県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 3 の 1 の表中「 100 分の10」を「 100 分の 5 」に、「 100 分の45」を「 100 分の47.5」に改める。

附 則

この規約は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

関係市町村の負担金のうち共通経費の負担割合を変更するため、神奈川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議したいので、地方自治法第 291 条の11の規定により提案する。

参 考

神奈川県後期高齢者医療広域連合規約（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{変更案}}{\text{現行}}$ ）

別表第 3（第 17 条）

1 共通経費

項 目	負 担 割 合
均 等 割	$\frac{100\text{分の}5}{100\text{分の}10}$
被 保 険 者 数 割	$\frac{100\text{分の}47.5}{100\text{分の}45}$
人 口 割	$\frac{100\text{分の}47.5}{100\text{分の}45}$

（ 2 、 3 及び備考省略 ）

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第 291 条の 3 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 広域連合は、次条第 1 項第 6 号又は第 9 号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第 1 項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（第 4 項から第 8 項まで省略）

（規約等）

第 291 条の 4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

（第 1 号から第 8 号まで省略）

(9) 広域連合の経費の支弁の方法

（第 2 項から第 4 項まで省略）

（ 議会の議決を要する協議 ）

第 291 条の 11 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、
前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議
については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければなら
ない。